



つた。その時対応したのは地蔵院淨俊、龍松院智元であったという。この二回にわたる目録記載の文書のうち、最初の目録にあつた古代太政官文書などはその後実物が江戸に上り将軍の閲覧に供された。

堀池論文には追加提出の文書目録実物への言及がないが、内容・年紀・差出の一致から、新修文書三四函五括六号はまさにその際の目録の下書と判断できる。これよつてこれまで不明であった享保六年の追加提出分の具体的な文書が判明できた訳である。

ここに見える頼朝・室町殿・信長文書の多くを比定すると表の通りで、ほぼ現在東大寺図書館所蔵の東大寺宝庫文書に属している。

頼朝・足利将軍家という歴史上の著名人物発給と言ふこともあり、これらの文書はその後も度々利用されており、そのことを示す史料が残る。

文書はその後も度々利用されており、そのことを示す史料が残る。同じく堀池の紹介によれば、元文四年（一七三九）三月にも東大寺宝物の将軍上覽があり、そこには、聖武天皇・孝謙天皇勅書などとならび、ついに新修文書三四函五括六号に見えた文書が上覽された。それによれば、「頼朝御書二通」「京都將軍家御書五巻」が「一山文庫」より、「金堂銘文」「不斷念仏縪旨」「元龜年中大仏殿再興縪旨」「頼朝卿御書」が「龍松院預之宝物」として出された。さらに八月には織田信長朱印状が追加された、という。

ここで注目したいのは、頼朝御書二種のうち一点は龍松院預とされていることである。東大寺本寺が二種所蔵しており、うち一点を一時的に大勧進龍松院に預けたものという解釈もあり得るが、他の史料を見るそなではなかつたようである。

以下、冗長になるがそれを述べる。

### 一 年月日未詳「文書目録」（宝庫七九一九）の検討

この文書は、現状では断簡のようにも見えるが、もしかすると文書函蓋など

の貼り紙であった可能性もある文書である。部分のみを引用する。

【史料二】年月日未詳「文書目録」（宝庫文書七九一九）

一頼朝公御書（二通）一巻「勸進所（異筆）○以下同）へ出置」

一同御書（二通）一巻「勸進所へ出置」

一尊氏家御書案文一巻

一尊氏家御書（但六代十四通）一巻「勸進所へ出置」

（中略）

（左下余白細字追記）（以下／は改行）  
一不斷念仏縪旨一通／一勸修寺宮御兼記録一通／一講堂并僧造立之縪旨一通

／一酒人内親王御筆施入帳一通／一金銅之御祈文

【史料二】新修文書と対照したところ、文書名と配列がほぼ一致する（表）。「武家雜々文書一巻」などが見えないのが気にはなるが、たとえば元文四年の將軍上覽時に格納した文書函の貼り紙であつた可能性も残る。

注目されるのは、「勸進所へ出置」「勸進院へ返弁」の追筆である。大仏殿再建で有名な大勧進公慶上人以来、勸進所は龍松院であつたから、これも龍松院のことを指す。すでに【史料一】や堀池紹介の元文四年の記事でも勸進所龍松院は見えている。注意を要するのは、「出置」とある点で、一時的に渡したものであると解釈できる。もちろん渡した主体、本来の管理者は、東大寺本寺であり、その文書の保管場所は東大寺本山の「宝庫」（新造屋宝蔵）である。

一方、「惣持院へ返弁」は返却であるから、本来これらの文書は同院が所蔵するものであつた。江戸時代の惣持院は、古代以来の華嚴宗本所であり中世には東大寺別当や宗性など有名学僧を出した尊勝院の「奉行」であつた。「東大寺尊勝院主次第」（『大日本佛教全書』東大寺叢書）によると、戦国時代に衰微し、以後、惣持院が尊勝院奉行としてその堂舎などを管理している。

華嚴宗本所にふさわしくその經庫には貴重な經典・聖教があつたのみならず、

表 新修34函5括6号と関連史料の対照

【項目名略称】「元文4年」：將軍上覺時。「宝庫79.9」：年月日未詳「文書目録」。「簡井本」：龍松院簡井氏本「尊勝院経蔵聖教目録」。「寛政4年」：柴野栗山他調査時。

「嘉永4年」：新造屋道具目録。「弘化4年」：宝物御開帳時。「明治5年」：壬申調査時。

新修3文書(享保5年)文書名	現状	元文4年	宝庫79.9	簡井氏本	寛政4年	嘉永4年	弘化4年	明治5年
龍松公御書二通一巻	宝庫68-1	△(大筆進?)	○(範進所へ出置)		○(「一源朝公御書」卷数記載なし)		△(会場御所)、「(龍松)御書一巻(後乗上人へ被下七通之内也)」	△
龍松公御書一通一巻				○(懇持院へ返)	○?			
右大将家(頼朝公御書案文)勝定院御御料有之、一巻	柏木賀一郎氏所蔵文書御	△	○(懇持院へ返)	○?	○	○		
尊氏家御書(六十四通)一通一巻	宝庫69-2	△	○(懇持院へ返)	○?(「尊氏」)				
(尊氏家)御書(四代十三通)一通一巻	宝庫69-3	△	○(懇持院へ返)	○(御書)	○	△(「尊氏公書」八会場二月堂)「尊氏公御書」	○	
尊氏公・義持公・義政公御書并昌山書五通一巻	個人蔵	△	○	○	○	○	○	
尊氏公・義持公・義政公御書并昌山書五通一巻	宝庫69-1	△	○	○	○	○	○(会場二月堂)	○
文章(御本願文)一通、年賀五節給之書一通、義持公御御通(御御別三有之)一巻	未収巻1-1-313-1	○	○	○	○	○	○(会場二月堂)「嘉永三年解狀一巻」	○
信長公御朱印一巻	宝庫70-2	△	○	○	○	○	○(会場二月堂)	
武家雜々文書一巻	(東南院文書?)							
公家雜々文書六巻	(東南院文書?)							
東大寺講堂僧房修造総合一巻	宝曆12年庚午	○勅進預	○御序道記					
同念公堂不斷念公縁旨一巻	宝曆12年庚午	○勅進預	○御序道記					

別当宛の文書もあった。表にも示した塔頭龍松院に伝わる年末詳の「尊勝院経蔵聖教目録」には、「頼朝御書」や室町殿文書の記載がある<sup>(3)</sup>。その実物は、「東大寺尊勝院記附録」(『大日本佛教全書』東大寺叢書)や『影写本尊勝院文書』(東京大学史料編纂所架蔵)によりわかる<sup>(4)</sup>。つまり惣持院返却とは尊勝院経庫への返却を意味する。

問題はこの「出置」「返弁」がいつであつたかということになるのだが、残念ながら【史料二】自体の年紀が不明な以上確定はできない。一案としては、元文四年の將軍上覽後であろうか。その当否に關わるのが前述の龍松院本「尊勝院経藏聖教目録」の成立時期である。その筆跡は明治に下る可能性もあるが、頼朝文書・室町殿文書に注目すると、表で埋め込んだように、元文四年と次の寛政四年の間と見るのが、一番しつくりする。筋書きとしては、享保六年の追加目録提出【史料一】の調査で、本寺・大勧進が尊勝院より頼朝文書他を借用し、その際に一連の文書はまとめて保管され、その函に【史料二】が副えられた。長期間の借用の後、ようやく元文四年上覽後に尊勝院に返却され、その後、龍松院本の経蔵目録に記載された、ということになる。

なお元文四年時点で大勧進龍松院が預かっていた頼朝文書が、本寺・尊勝院いずれの伝來のものかという点も気になるところであるがこれ以上の穿鑿はとどめたい。

## 二 寛政四年の幕府調査と尊勝院伝来文書

一旦返却された尊勝院伝来文書は再び借り出されている。

寛政四年(一七九二)、幕府が大和・山城の寺社・公家の古物・古文書の点検調査を行つた際の目録「寺社宝物展閲目録」(『続々群書類從』第一六、雑部所収)がある<sup>(5)</sup>。これは寛政の改革の初期に幕府によつて派遣された学者柴野栗山他が残した目録である。それによれば同点検は一二月の三日間で実施された。当然な

がら対象となる宝物は東大寺側であらかじめ用意したものであろう。うち森の検討によれば、古文書のほとんどは現在正倉院事務所蔵の東南院文書であり、【史料一】享保六年目録と重なるものも、表のとおりに見える。このうちには【史料二】で惣持院返却となつている「(尊氏家)御書但四代十三通 一巻」(宝庫六九一三)があり、これは再度借り出されたと考えられる。

一方、頼朝文書は一巻のみと考えられ、尊勝院からの借用はなかつたと判断する。

脇道に逸れるが、享保六年段階【史料一】では「東大寺統要録」の撰者は「中道上人」すなわち聖守とされているが、寛政四年目録では「一同統要録九巻作者未詳」と作者不詳になつてゐるのが不審である。知識伝承の断絶ないし別写本の可能性などが想定される。今後の課題としたい。

## 三 大勧進による尊勝院伝来頼朝文書の借用

寛政四年時点で尊勝院伝来頼朝文書の借用の可能性は低いと述べたが、ところが次の史料もある。

【史料三】文化一五年(一八一八)四月一二日源頼朝書状写包紙(宝庫六八一四)  
(ウワ書)  
「尊勝院殿經藏 / 源頼朝公御書 二通 写」

(奥書)

尊勝院南經藏二源頼朝公御書 二通一巻 在之趣、旧記分明申候、然ニ紛失而今不見、奉行代成諱院迄在之趣、龍松院崇憲ヨリ借覧之書面現存也、御書之写候も無之、何方へ紛込候と不思議と存、日々心懸ケ古書ノ中吟味之處、北林院記録櫃之底ニ此御書与見当候間、大ニ喜悦以是、追々可相尋と打手耳、文化十五年戊寅四月廿一日 尊勝院兼奉行惣持院実範

尊勝院伝来の頼朝公御書二巻一通の行方を案じる惣持院実範のメモである。

「成諱院」の時までは尊勝院経藏にあった。龍松院崇憲の「借覽書面」があり、この時から借り出されたままになっている。この度、「北林院記録櫃」から写しが発見された、今後折を見て原本を探索しよう、という内容である。

これによれば借用の時期は、「成諱院」と龍松院崇憲がヒントとなる。前者は現時点では未詳であるが、龍松院崇憲は、「東大寺尊勝院院主次第」(『大日本佛教全書』東大寺叢書第二)奥書に、明和三年(一七六六)八月に「法師位崇憲(年十六)謄七」が書写したとある。また「南都大仏殿御縁起」を天明三年(一七八三)に記した「造東大寺大勧進職龍松院崇憲」である。

さきほどの享保六・元文四年も勧進所龍松院が文書を預かったことが知られる。さらに堀池によれば、延享元年(一七四四)の靈元上皇の古文書上覧の際に、それを持参したのも大勧進龍松院公祥であった。権力者の庇護を引き出すための広い意味での勧進行為として宝物となる文書が活用されたのである。【史料三】で勧進所龍松院崇憲が借り出すことは自然なことであつたろう。

崇憲が借り出した上限は明和三年(一七六六)、一方、下限はその大勧進退任までだらうが現時点では不明である。さしあたりは一八世紀末となろうか。その場合、寛政四年の幕府による調査が候補とはなるが、肝心の寛政四年の目録には尊勝院の頼朝文書はないと考えられるからその可能性は低い。大勧進主催の資金獲得のための閲覧披露用に借り出したものであろうか。いずれにせよ見極めは今後の課題である。

問題のふたつ目は龍松院崇憲が借り出した頼朝文書が具体的にはどれか、という点である。包紙である【史料三】は、宝庫文書六八号の枝番号「四」がふられ、これに先立つ六八一・二はいずれも頼朝自筆書状で、六八一三は三条西実隆の極め書きで、枝番一・二号が大勧進重源宛の頼朝自筆状であるとする。したがつて六八一四も、一連のもので、その未返却とされる頼朝文書原本は枝番号一・二ではないかと想定しがちであるが、そう断定するには慎重であり

たい。なぜならば、現状で東大寺図書館に伝来する頼朝書状原本はこの二つだけであり、もし枝番号一・二が尊勝院伝来ものとなると、享保六年・元文四年にある今ひとつ東大寺宝庫のものの行方が問題となるからである。頼朝自筆書状とされる寺の宝が容易に寺外に流れるることは難しいと思われる。したがつて枝番号一・二は当初より東大寺宝庫伝来と理解すべきである。

それに対して、尊勝院伝来文書については、寺内では宝庫文書に収められたものと寺外所蔵者が移つたものに分かれることを森哲也は明らかにしている。現在寺外にあつたことの知られる東大寺旧蔵源頼朝文書正文としては、『影写本柏木貨一郎氏所蔵文書』二点、『影写本保阪潤治氏所蔵文書』三点が知られる。このうち柏木貨一郎本は点数が合うこと、また【史料三】と同時期に古文書写本収集を行つた近藤重蔵のコレクションにその写本があることなどから、柏木本の二点を、【史料三】の長期借用頼朝文書二通一巻を指すと現時点では比定しておく。翻つて言えば、宝庫文書六八は、本来異なる一・三と四とを誤つて合わせてしまつたと考えられる。

なおこの惣持院実範識の包紙に収まつていた源頼朝書状写そのものの所在は確認できていない。

さて【史料三】は写が北林院記録函から発見されたと解釈される。このことについて気づいた点に触れておく。龍松院崇憲が「東大寺尊勝院院主次第」の撰者であることはすでに指摘したが、ほぼ同時期に「東大寺尊勝院記追加」「東大寺尊勝院記附録」が編まれている。その撰者が北林院成果である。同人は宝暦五(一七五五)から明和八年(一七七二)にかけて年預五師・出世後見などとして記録を残した寺内有力者である。「附録」には、前述の尊勝院伝来室町殿發給文書(宝庫六九一ニ)の引用があるが頼朝文書はない。おそらく北林院成果は、日頃から気になつていた尊勝院の頼朝書状を崇憲が借り出したのを好機としてそれを写したものかもしれない。

#### 四 むすびにかえて

その後も、表で示したように、嘉永四年（一八五〇）の新造屋藏道具目録<sup>⑨</sup>、そして弘化四年（一八四七）の二月堂・勧進所を会場に行われた宝物御開帳<sup>⑩</sup>でも、【史料一】の文書のいくつかは確認される。

最終的に享保六年の【史料一】に見える文書で、その後の形跡不明なものは四点である。このうち、東大寺講堂僧房修造縁旨一巻・念佛堂不斷念佛縁旨一巻は、坂東俊彦氏の「教示によれば、宝曆一二年（一七六二）大火で焼失している。残る武家雜々文書二巻・公家雜々文書六巻のいくつかは、現東南院文書にはいつたものでないかと推察するが、その見極めも今後の課題である。

以上、煩雑な説明と迂遠な考証ではあるが、新修文書の【史料一】を起点に、江戸時代における一群の中世文書の足取りを辿った。近世における古代中世東大寺文書の実態を明らかにする上で、新修文書が有効であることの一端を示すことができれば幸いである。

##### 註

- (1) 堀池春峰「二月堂炎上と文書聖教の出現」（『南都仏教史の研究上 東大寺編』法藏館、一九八〇年、初出一九七〇年）。
- (2) 森哲也「近世・近代における東大寺文書」（『正倉院文書研究』九、二〇〇三年）も参照。
- (3) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「筒井寛秀氏所蔵文書」（617165-57）で確認。
- (4) 尊勝院伝來文書については、明治初期の写本を扱った森哲也「官内庁書陵部所蔵『東大寺古文書』について」（『正倉院文書研究』一二、二〇一一年）を参照。
- (5) 前掲注（2）森二〇〇三年論文参照。
- (6) 撰者聖守であることは、稻葉伸道「中世東大寺における記録と歴史の編纂」・『東大寺続要録』について（『統合テクスト研究』一一二、二〇〇三年）、横内裕人『東大寺続要録』と聖守（柴原永遠男他編『東大寺の新研究3 東大寺の思想と文化』法藏館、二〇一八年）など参照。

(7) いずれの影写本も東京大学史料編纂所架蔵。黒川高明『源賴朝文書の研究 史料編』吉川弘文館、一九八八年参照。

(8) 東京大学史料編纂所所蔵貴重書S 近藤重蔵関係資料4-398。

(9) 坂東俊彦「近世における東大寺寺内組織と『東大寺要録』」（柴原永遠男他編『東大寺の新研究2』二〇一七年、法藏館）の翻刻による。

(10) 森本公誠「江戸期の東大寺について」（『論集近世の奈良東大寺 ザグレイトブッシュンポジウム論集四』二〇〇六年）の翻刻による。